

## サクラサイト商法にご注意

### 事例

携帯に「私はがんで余命わずか、身寄りもないため、あなたに8000万円の遺産を渡したい」というメールが届いた。信じてメールでやり取りをしているうちに、ポイント代として50万円をクレジットカードで支払ってしまった。

### 対処方法

「お金をあげたい」などといったメール(パソコンや携帯電話)から有料のサイトに誘導され、高額な利用料(ポイント代)を支払ってしまったという相談が寄せられています。こうしたサイトは最初は無料で利用できますが、ある段階から有料のポイントが必要となり、その後、さまざまな口実でメールを続けるよう促してきます。

サイトに雇われた「サクラ」がメール交換をするように仕向けていると考えられ、「サクラサイト商法」と呼ばれています。しかしメール相手が「サクラ」であることを証明するのは難しく、お金を取り戻すことは困難です。サクラサイトには、

◎悩みの相談に乗るだけで「お礼」としてお金がもらえる。  
◎芸能人を元氣付けてほしい。◎占い

などさまざまあります。サイト側に支払うポイント代は現金振込、クレジットカードや電子マネーで支払います。特にクレジットカード払いは手元に現金がなくても限度額まで決済が可能です。そのため、短期間で高額被害につながる恐れがあります。うまい話には注意し、インターネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないことが大切です。

## 「牛久のわん・にゃんこ」



塚田家(上柏田1丁目)のメイちゃん(MIX/メス/5歳)

3年前に職場の近くで保護しました。5月に保護したので、メイと名付け大切に育てています。メイは主人が大好きで、毎晩、犬用骨をもらうのを楽しみにしています。

※ワンちゃん・ネコちゃんのエピソードを聞かせてください(100文字程度)。掲載希望の方は、環境政策課(☎内線1562)か下記宛先まで、住所、氏名、電話番号に写真とエピソードを添えて郵送または、Eメール(kankyou@city.ushiku.ibaraki.jp)でお送りください。

【応募先】 〒300-1292牛久市中央3-15-1 牛久市役所環境政策課「牛久のわん・にゃんこ係」

今月のドッグラン市民無料開放日 12月5日(水)・9日(日)・26日(水)

☎ ツインギー・アンド・パラダイス(猪子町832-5) ☎886-6616

### ◆◆ 動物の遺棄は、犯罪です ◆◆

市内の公共施設などに、何度も子ねこの遺棄がありました。市では、警察署に通報し対応しています。また、再発防止のため立て看板を立てました。犬やねこを捨てる行為は犯罪です。絶対に行わないでください。※動物愛護法第44条…愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

### ◆◆ 犬ねこの去勢・不妊手術費助成事業をご利用ください ◆◆

市では、住宅密集地での犬やねこの無秩序な繁殖を防止し、市民の快適な生活環境を保持するため、不妊去勢手術費助成事業を行っています。詳細は、環境政策課窓口、市ホームページ、市内動物病院に用意してあります。※1世帯1回のみ。市内動物病院で申請し、手術された方が助成対象となります。

【助成金額】

飼い犬	不妊 4,000円	去勢 3,000円
飼いねこ	不妊 3,000円	去勢 2,000円

